

議案第 70 号

損害賠償の額の決定について

資料 4 臨時休業期間中における給食用食材の取扱いと損害賠償について

1 臨時休業による給食用物資の納入停止と一部買取りについて

本件は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和元年度(2019年度)3月3日(火)から春季休業までの間の学校の臨時休業に伴い学校給食も停止しました。

しかしながら、給食用食材や牛乳、主食であるパンと自校炊飯校以外の学校の米飯については、既に3月3日(火)の臨時休業となったその前の週に発注していました。

実際に臨時休業を決めた2月28日(金)には、速やかに給食用食材や牛乳、パン・米飯の発注取り消しの手続き(具体的には、それぞれの業者へ、納品を止めるよう連絡)を行いました。しかしながら、一部の給食用食材で、既に業者が手配済みの食品がありましたので、買い取るなどの対応を行いました。

この他、パン、米飯の加工賃について、停止が間に合いませんでした。

2 納入停止が出来なかった給食用物資等について

3月の給食で使用する予定であった「たくあん」(子ども1人あたり60g、全体で60kg、金額51,840円)は消費期限が短かったことから、その後の給食への転用や子ども食堂への転用、或いは職員への転売が出来ずに廃棄しました。

この他、同じく3月に使用する予定であった「するめいか396kg」や「あさり89kg」を今後の給食に使用するため、業者に食材の保管を依頼したために生じた食材保管手数料(35,387円)が発生しています。

パン・米飯の損額賠償以外に、この2点、計87,227円については、既に、市から昨年度の予算でそれぞれの業者に支払っています。

これら以外にも、生たまご、はっさく、豆乳についての納品を止めることが出来ず、かつ、6月以降の学校再開後の給食使用では消費期限が切れるため、食品ロスを減らすためにも、庁内職員に販売しました。したがって、この3点の給食用食材については、損害額は発生していません。

市民への販売も検討しましたが、一斉販売は「密」を作ることになり、予約販売が出来るほどの消費期限ではなかったため、庁内職員に限定しました。

3 学校給食用パン及び米飯の製造加工に要する費用についての損害について

(1) 製造加工に要する費用について

1点目の製造加工に要する費用が損害賠償の対象となった理由については、材料に当たる小麦や米は、今後、学校再開後に使用することが出来るため、損害にはなりま

せんでしたが、製造加工に要する費用（加工賃）については、文部科学省から「既に発注されていた食材は違約金等に当たることから、パン・米飯の委託加工者における3月分の加工予定数量分の加工賃がその対象となる」との見解が示されましたことを受けて、加工賃の10%を削減した金額を損害賠償の額として、本市でも法律相談を経て、適格性を確認した上で、損害賠償に応じることとしました。

(2) 学校臨時休業対策補助金について

製造加工に要する費用や、廃棄食材や、食材保管料も含めて、この総額の4分の3の額が国の学校臨時休業対策補助金の対象となります。

したがって、4分の1が市の負担となりますが、さらに、そのうち80%が交付税対象となります。

(3) 支払先が「公益財団法人兵庫県体育協会」であることについて

「公益財団法人兵庫県体育協会」とは、県民の体力の向上やスポーツの振興等を目的として、設立された組織ですが、その体育協会の主な事業の一つに「学校給食物資の供給」があり、その業務を体育協会が管理運営する「兵庫県学校給食・食育支援センター」（旧兵庫県学校給食会）が担当しています。

この組織は、戦後、学校給食を普及させようとしていた文部省が昭和23年（1948年）当時の文部省体育局長の通達により、都道府県に対して、物資の受け入れ体制を整備するよう指示があり、その指示を受けて都道府県では、物資の受け入れ組織を発足していきました。これが、現在の都道府県の学校給食会の起源になっています。

この給食用物資とは、主にパンの原材料である小麦を指すもので、アメリカからの輸入によるものです。現在では、小麦に加えて米も対象としています。

都道府県では、この主食であるパンの原材料を安定的に供給し、かつ、学校給食を実施する市町村に行き渡るよう調整する役割として、都道府県には既にあった体育協会が活用され、その傘下に学校給食会を組織してきた経過があります。

こうした過去の経過から、体育協会が市町村との窓口になりました。

(4) パン・米飯業者に損害賠償を支払うのではなく、体育協会に支払うのかについて

通常、パンは、小麦と加工代金を分けるという考え方ありません。発注側は、小麦などの原材料を調達して、パン業者に加工してもらうという習慣ではなく、パンという製品を購入することが一般です。

こうしたことから、市は体育協会からパンを買っており、体育協会がパン業者と契約していることから、パン業者の損害である加工賃を購入先である体育協会へ支払うものです。

損害賠償につきましては、体育協会から全額、パン業者に支払われます。